

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

◇告 示

目 次

- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の決定
- 都市計画事業の認可
- 米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の修正
- 風俗営業等取締法による聴聞の実施

◇公安告示

告 示

鳥取県告示第七百一十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
森 芳 紘	境港市米川町 四四番地	鳥医 第一五五三号	昭和四十五年十月十二日

鳥取県告示第七百一十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
倉 恒 忠 代	鳥取市相生町 四丁目四一六	鳥業 第二五一号	昭和四十五年十月一日

鳥取県告示第七百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(第二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字湯河字出立二〇三五の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百四号

八頭郡河原町水根入会林野整備組合長八頭郡河原町水根二五八番地前田栄から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十五年十月二十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

水根入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五号

八頭郡八束町イブリ橋入会林野整備組合長八頭郡八束町鍛冶屋九八番地尾崎恒太郎から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十五年十月二十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

イブリ橋入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六号

昭和四十五年八月三十一日付で北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(東園地区農地保全)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字弓原三八五番三地

北条砂丘土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七号

昭和四十五年七月二十日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(大木屋地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八号

昭和四十五年八月十九日付で関金町長から申請のあつた土地改良(泰久寺地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九号

昭和四十五年八月十五日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（絹屋地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月二十五日付で米子市日下五七一番地山崎謙一ほか六十八人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（佐陀川右岸地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めため、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（ほ場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月三十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所 淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子都市計画公園事業第八号公園 三本松公園

三 事業施行期間

昭和四十五年十月二十七日から昭和四十六年三月三十一日まで

四 事業地

米子市両三柳地内

鳥取県告示第七百一十二号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第四項の規定により、昭和四十五年十二月六日執行する米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の宅地所有者の一部を次のとおり修正したので、同条同項の規定により公告する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

19	山本ツネノ	男	明大昭	44.11.17	を
20	山本ツネ	男	明大昭	44.11.17	に
20	有明会社 八	男	明大昭	・	を
22	有明会社 八	男	明大昭	・	に
	横浜市磯子区 杉田町397	男	明大昭	・	を
	横浜市磯子区 杉田町397	男	明大昭	15.3.31	に

改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の

規定により告示する。

昭和四十五年十月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年十一月四日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部分内 (県庁七階)

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字保五九七の八 谷東 健

東伯郡東伯町大字浦安三〇八の六 泉 典子

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】